

関市板取川温泉バーデェハウス

指定管理者募集要項

令和7年8月

関 市

産業経済部 観光課
協働推進部 板取事務所

関市板取川温泉バーデェハウス指定管理者募集要項

関市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年条例第１７号）第２条の規定により、関市板取川温泉バーデェハウス（以下「板取川温泉等」という。）の指定管理者になる法人その他の団体を、次のとおり募集します。

この制度は、多様化する市民のニーズにより効率的、かつ、効果的に対応するため、民間の能力を活用して、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とするものです。

１ 対象施設の概要

(1) 名称	関市板取川温泉バーデェハウス	関市板取ヤウゼハウス	関市板取シュトローム	関市板取川温泉スタンド
(2) 所在地	関市板取4175-9	関市板取4177	関市板取4171-1	関市板取4166-1
(3) 設置目的	市民の健康増進と市の観光振興	交流の促進と地域の活性化	交流の促進と地域の活性化	市民の健康増進
(4) 開設年月	平成６年９月	平成８年７月	平成７年３月	平成４年３月
(5) 建物概要	木造平屋建 地下１階	鉄骨造平屋建	鉄骨木造平屋建	木造平屋建
延床面積	1,284㎡	266㎡	665㎡	11㎡
施設内容	露天風呂 196㎡ 内湯 151㎡ 脱衣室 180㎡ 機械室 310㎡ ホール 82㎡ 事務室 25㎡ 玄関 30㎡ 休憩所 310㎡	売店 149㎡ 加工室 117㎡	ロビー 227㎡ ホール厨房 360㎡ トイレ 33㎡ 事務室 45㎡	給湯施設 3台
敷地面積	1,396㎡	(左に含む)	2,296㎡	143㎡
附帯設備	駐車場 150台 屋外公衆便所 158㎡	(左に含む)	(左に含む)	駐車場 3台

(注) 「関市板取ヤウゼハウス、シュトローム及び自動販売機等の設置」は、行政財産の目的外使用許可により使用する。なお、関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正により使用料が変更になることがある。

２ 施設利用者数

施設名	令和４年度	令和５年度	令和６年度
板取川温泉バーデェハウス	４９，７５３人	６３，１６４人	６１，２９４人

3 指定管理者の条件等

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、別紙「関市板取川温泉バーデェハウス指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、次の業務とします。

- ・ 施設の維持・管理・運営に関する業務
- ・ 施設の使用の制限に関する業務
- ・ 施設の利用料金の収納等に関する業務
- ・ 事業報告書等の作成
- ・ 指定期間終了にあたっての引継事務
- ・ 災害時等における対応
- ・ 施設の利用促進
- ・ その他施設の管理運営に必要な業務

(2) 指定管理業務に関する経費等の取扱い

ア 利用料金制度

施設の管理運営に当たっては、地方自治法第244条の2第8項及び同条第9項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。

したがって、指定管理者は、関市温泉施設条例（以下「温泉条例」という。）第14条の規定に基づき、施設の利用料金を温泉条例第8条第1項に規定する使用料の額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て定め、自らの収入として収受し、施設の管理運営に係る収支について責任を負うこととなります。また、利用料金以外の物販等に係る料金については、別途、指定管理者が定め、収入とすることができます。

イ 指定管理者の決定

指定管理における当施設の5年間の委託料合計提案額は、205,000千円（消費税等含む）以内とする。

ウ 市が指定管理者に支払う費用

指定管理による施設の管理運営経費については、利用料金、自主事業収入等のほか、必要に応じて市が支払う指定管理料を充てるものとする。

(ア) 指定管理料

指定管理料は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度毎に予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、各年度の指定管理料は毎年度締結する「年度協定書」において定める。

ただし、関市議会において本件にかかる予算が成立しない場合はこの限りでない。

(イ) 指定管理料の支払

指定管理料は、会計年度ごとに分割し、年4回（4月・7月・10月・1月）の前払いにより支払うこととします。

(ウ) 管理口座・区分整理について

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、法人等自体の口座とは別の口座で管理していただきます。また、指定管理者としての業務に係る経理と、その他の法人等に係る経理は区分して整理していただきます。

(3) 指定の期間

- ア 指定管理者の指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間
- イ 市長が管理継続することが適当でないと認める場合は、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。
- ウ 指定を取り消す場合、市は、指定管理者の損害に対し賠償を行いません。取消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償請求を行うことがあります。

4 申請の手続

(1) 申請資格

申請者は、単独の法人（NPO法人、財団法人等の公益法人を含む。）又は、特定共同企業体のいずれかとします。法人格を持たない団体については、特定共同企業体の構成員となることができますが、その代表者になることはできません。なお、個人はいかなる形式でも応募できません。

申請資格については、次に該当する者は申請することができません。特定共同企業体で申請する場合には、1者でも次に該当する事項があれば、申請することができません。

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市、又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過していない者、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者。
- イ 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て、又は通告がなされた者及び開始命令がなされている者。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者及びその開始決定がなされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。）。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係るものを含む。）。
- カ 直近1年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税を完納していない者。
- キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は当該団体の役員が、同条第6号に規定する暴力団

員である団体及びそれらの利益となる活動を行う者。

(2) 応募の条件等

- ア 特定共同企業体で応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。
- イ 単独で応募する法人は、他のグループの構成員になることはできません。
- ウ 複数の特定共同企業体において、同時に構成員になることはできません。
- エ 特定共同企業体の構成員の変更は認めません。ただし、市が特に理由があると認める場合には、この限りではありません。

(3) 申請書類の提出方法等

ア 募集要項の公開期間

令和7年8月1日（金）から令和7年9月1日（月）まで
関市ホームページアドレス <https://www.city.seki.lg.jp>

イ 申請書類の受付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年9月1日（月）まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

岐阜県関市若草通3丁目1番地
関市産業経済部観光課
電話0575-23-7704

エ 提出方法

申請書類一式を、電話予約のうえ提出先へ持参してください。

オ 申請書類の提出部数

正本1部、副本9部
（1部はクリップ止めとし、製本しないで提出してください。）

(4) 公募説明会及び現地見学会の開催

ア 日時

令和7年8月8日（金） 午前10時から正午まで

イ 会場

関市板取4175番地9（板取川温泉バーデェハウス）

ウ 参加申込

公募説明会及び現地見学会参加申込書（別紙4）に必要事項を記入のうえ、令和7年8月5日（火）正午（必着）までに、郵便、ファックス又は電子メールにて観光課までお申込みください。参加者は、1団体3名以内とします。本募集要項、仕様書及び参加申込関係書類をご持参のうえご参加ください。なお、公募説明会及び現地見学会に参加しなくても指定管理者の応募はできます。

(5) 質問の受付と回答

ア 質問の受付

応募に関する質問がある場合は、質問書（別紙5）により、令和7年8月12日（火）から令和7年8月21日（木）午後5時（必着）までに、郵便、ファッ

クス又は電子メールにより、観光課までご質問ください。来訪及び電話による質問は受け付けません。

イ 質問の回答

質問に対する回答は、令和7年8月27日（水）までに関市ホームページ上で公開します。質問者等への個別対応は行いません。

5 申請のための提出書類

指定管理者指定申請書（様式第1号）に次の書類を添付して提出してください。ただし、提出書類は、A4サイズ縦長、横書きとします。

（1）事業計画書（様式第2号）

- ア 応募するにあたっての抱負（様式第2号の1）
- イ 施設の運営方針（様式第2号の2）
- ウ 計画を遂行するための組織体制（様式第2号の3）
- エ 組織図（様式第2号の4）
- オ 施設の安全管理体制（その1）（様式第2号の5）
- カ 施設の安全管理体制（その2）（様式第2号の6）
- キ 団体の概要（様式第2号の7）
- ク 管理運営能力及び実績（様式第2号の8）

（2）板取川温泉等の管理に関する業務の収支計画書（年度別）（様式第3号の1）

- ア 同上（令和8年度）（様式第3号の1の1）
- イ 同上（令和9年度）（様式第3号の1の2）
- ウ 同上（令和10年度）（様式第3号の1の3）
- エ 同上（令和11年度）（様式第3号の1の4）
- オ 同上（令和12年度）（様式第3号の1の5）

【関係書類】

- （3）法人等概要書（様式第4号）
- （4）法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （5）法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては団体の役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類
- （6）指定管理者の指定を受けるための申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （7）過去2年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書、市税完納証明書、労働保険料納付済証明書、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- （8）申請者の概要（役員名簿、従業員数、会社概要、有資格者の保有状況等）
- （9）代表者、総括管理責任（予定）者の履歴書及び身元証明書
- （10）ISOを認証取得しているものは、登録書の写し
- （11）その他市長が必要と認める書類

6 申請に関する留意事項

- (1) 提出された申請書類の内容を変更することはできません。
- (2) 申請応募の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された応募書類は返却しません。
- (3) 提出された申請書類は、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (4) 申請後に辞退する場合は、書面にてお申し出ください。
- (5) 申請書類に虚偽の記載があった場合又は申請に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。

7 選定

(1) 審査の方法

申請書類により、関市指定管理者審査委員会で指定管理者の候補者を選定します。

(2) 審査

ア 申請書類の確認

関市産業経済部観光課で行い、申請内容について事務局から確認及び照会を行う場合があります。

イ 審査

次の日程により、事業計画等について、関市指定管理者審査委員会にてプレゼンテーションの機会を設ける予定です。

(ア) 日 時 令和7年10月21日（火） 時間未定

(イ) 場 所 関市役所 6階 会議室

(ウ) その他 委員会時に、担当課及び申請者の説明（プレゼンテーション）の後、委員による質疑を行いますので、申請団体の方の出席（1～2名程度）をお願いします。

※詳細については、後日、応募者全員にお知らせします。

ウ 審査結果のお知らせ

審査終了後、審査結果を応募者全員に文書にてお知らせします。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、市議会の議決を経て、正式に決定されます。

8 選定の基準

指定管理者の候補者の選定は、事業計画書の内容を基に、次に掲げる基準に従い、総合的な判断により行います。

(1) 管理運営の基本方針

ア 施設の設置目的を反映した管理運営方針となっていること。

イ 利用者の平等利用が確保されること。

ウ 利用者のサービス向上及び利用の促進が図られること。

(2) 管理運営計画

- ア 計画を遂行するための人員配置計画が適切であること。
- イ 施設の維持管理及び衛生管理や安全管理が適切であること。
- ウ 個人情報の保護のために講ずる措置が適切であること。
- エ 施設の利用者等の苦情解決や救急対応の方策が適切であること。

(3) 経営能力

- ア 健全な財務状況であること。
- イ 類似施設の運営実績の有無
- ウ 職員の資格、経験年数等が十分にあること。

(4) 収支計画

- ア 経費の縮減が図られること。
- イ 収支の積算が適切であること。
- ウ 施設の稼働率及び収入の目標が実績と比べ適切であること。

9 協定の締結

指定管理者は、次の事項について、市と協議の上で協定を締結していただきます。

(1) 基本協定書

- ア 指定期間に関する事項
- イ 管理運営業務の範囲及び実施条件
- ウ 管理運営業務の実施に関する事項
- エ 備品等の取扱いに関する事項
- オ 管理運営業務実施に係る確認事項
- カ 指定管理料、施設指定管理者納付金及び利用料金に関する事項
- キ 損害賠償及び不可抗力時の費用負担に関する事項
- ク 指定期間の満了に関する事項
- ケ 指定期間満了以前の指定の取消しに関する事項
- コ その他市が必要と認める事項

(2) 年度協定書

- ア 当該年度の業務内容に係る確認事項
- イ 当該年度の指定管理料に関する事項
- ウ その他

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当した場合は、その指定を取消し、協定を締結しない場合があります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- イ 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

1 0 指定管理準備業務（引継ぎ）

指定管理者は市と協議し、必要な準備を行うものとします。管理運営業務の開始前に、現在の指定管理者から必要な引継ぎを受けてください。また、一定期間施設において事務引継ぎを行います。

1 1 今後のスケジュール

公募から指定までの主なスケジュールは、以下のとおりとします。

令和7年	8月	1日（金）	募集要項公表開始
令和7年	8月	1日（金）	公募説明会及び現地見学会参加受付開始 応募書類受付開始
令和7年	8月	5日（火）	公募説明会及び現地見学会参加受付終了
令和7年	8月	8日（金）	現地説明会及び現地見学会
令和7年	8月	12日（火）	質問事項受付開始
令和7年	8月	21日（木）	質問事項受付終了
令和7年	8月	27日（水）	質問事項に関する回答
令和7年	9月	1日（月）	応募書類受付終了、募集要項公表終了 （必要に応じてヒアリングの実施）
令和7年	10月	21日（火）	関市指定管理者選定委員会の開催
令和7年	11月		審査結果通知（指定管理者候補者の決定）
令和7年	12月		指定管理者の議決（市議会第4回定例会）予定
令和7年	12月		指定管理者の指定（告示）予定
令和8年	1月～3月		指定管理者準備業務、協定書の締結
令和8年	4月	1日（水）	指定管理者による管理運営の開始

1 2 問い合わせ先

関市産業経済部観光課

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地

電話番号 0575-23-7704（直通）

ファックス番号 0575-23-7741

E-mail kankou@city.seki.lg.jp

関市ホームページアドレス <https://www.city.seki.lg.jp>